

山口県過疎地域自立促進方針の概要

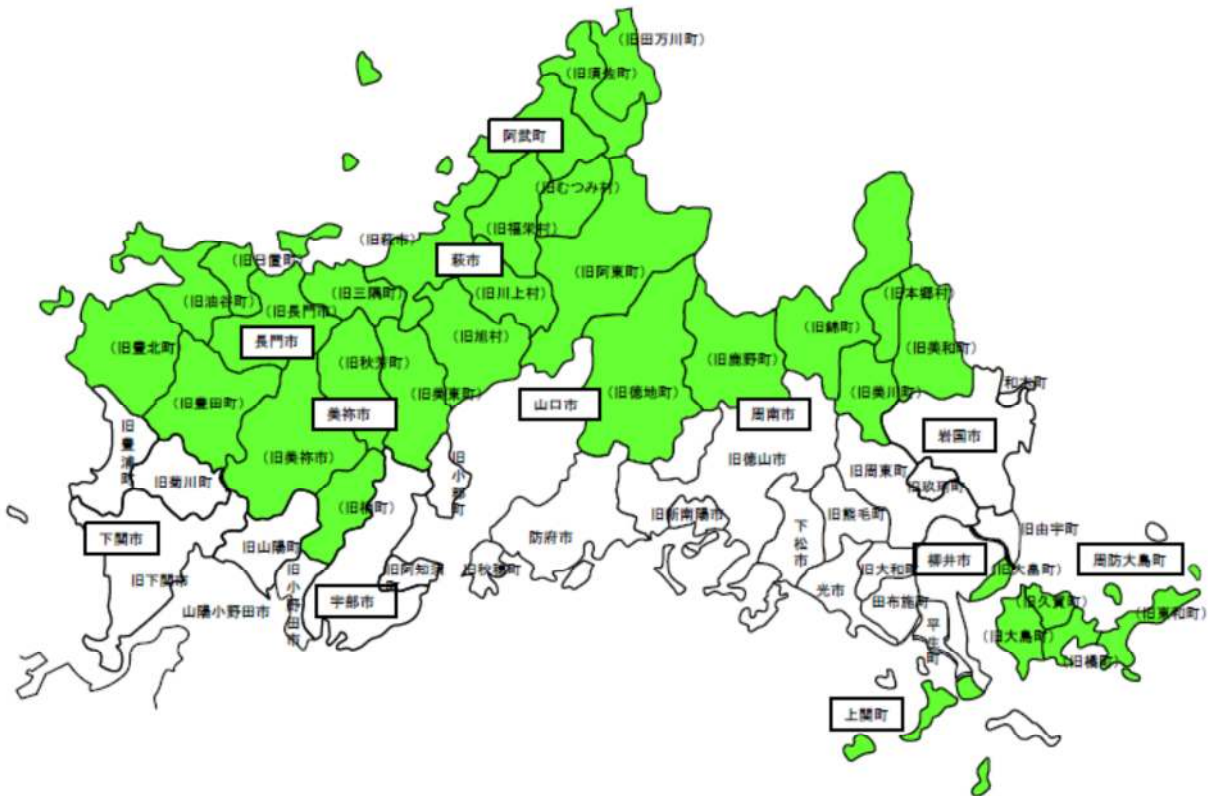
山口県過疎地域自立促進方針は、過疎地域自立促進特別措置法で指定された「過疎地域」の自立促進のための基本的な方向や重点的に取り組む内容を示すとともに、県及び市町が過疎地域自立促進計画を策定する際の指針となるものです。

本県での過疎地域の指定は、下記の12市町となっています。

〔過疎地域指定市町〕平成27年4月1日現在

過疎地域の市町（12市町）

（全 域）萩市、長門市、美祢市、周防大島町、上関町、阿武町
（一部区域）下関市、宇部市、山口市、岩国市、柳井市、周南市



〔指定要件〕法第2条第1項に定めた人口減少率及び財政力指数の基準に該当する地域

基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と課題

ア 現 状

本県における過疎地域は、県下19市町のうち、12市町が指定されています。

過疎地域の人口は、県人口の13.8%を占めており、面積は、県土の56.6%を占めています。

○ 概 況

区 分	過 疎	全 県	過疎／全県	備 考
市 町 数	12	19	63.2%	
人 口	200,596人	1,451,338人	13.8%	H22 国勢調査(総務省)
面 積	3,458.54k㎡	6,113.95k㎡	56.6%	H22 国土地理院調査
人口密度	58人/k㎡	237人/k㎡	—	

○ 人口の推移

昭和40年から平成22年までの45年間で45.1%減少しており、全国の過疎地域の37.4%減少と比較して高い比率となっています。

[人口増減率(国勢調査ベース)]

(単位：%)

区 分	山 口 県		全 国	
	過 疎	全 県	過 疎	全 国
S40～H22年の増減率	△45.1	△6.5	△37.4	+29.1

○ 高齢者・若年者の状況

過疎地域の人口に占める高齢者の比率は、平成17年の34.9%から平成22年には36.5%に達し、全国の過疎地域よりも高い比率となっています。

また、過疎地域の人口に占める若年者の比率は、平成22年で9.7%であり、全国の過疎地域よりも低い比率となっています。

[高齢者比率（全人口に占める65歳以上人口の比率）] (単位：%)

区 分	山 口 県				全 国			
	過 疎		全 県		過 疎		全 国	
高 齢 者 比 率	H17	H22	H17	H22	H17	H22	H17	H22
(国勢調査ベース)	34.9	36.5	25.0	27.9	30.2	32.8	20.2	23.0

[若年者比率（全人口に占める15歳～29歳人口の比率）] (単位：%)

区 分	山 口 県				全 国			
	過 疎		全 県		過 疎		全 国	
若 年 者 比 率	H17	H22	H17	H22	H17	H22	H17	H22
(国勢調査ベース)	11.4	9.7	15.1	13.5	13.1	11.5	17.4	15.6

○ 就業者数及び産業別構成比

就業者数の減少率は、県全体を大きく上回っています。また、一次産業は県全体と比較して、以前として大きな割合を占めています。

[就業者数及び産業別構成比の推移] (単位：人、%)

区分	過 疎				全 県			
	就業者数	第1次	第2次	第3次	就業者数	第1次	第2次	第3次
S45年	173,899	44.9	19.2	35.9	769,417	23.2	29.3	47.4
H22年	92,577	17.4	22.1	60.4	665,489	5.4	26.2	66.2

※ 資料出典：国勢調査（総務省）

イ 取組実績

県、関係市町村相互に連携しながら、定住条件の整備を中心に生活環境や交通、産業、交流の基盤の整備などを総合的、計画的に推進してきました。

[過疎対策事業により実施した事業費] (単位：億円)

区 分	県 実 施 分	市町村実施分	計
S45～S54(過疎地域対策緊急措置法)	886.7	863.6	1,750.3
S55～H元(過疎地域振興特別措置法)	1,856.5	1,979.7	3,836.2
H2～H11(過疎地域活性化特別措置法)	3,116.4	3,970.2	7,086.6
H12～H21(過疎地域自立促進特別措置法)	2,806.2	3,049.0	5,855.2
H22～H25(過疎地域自立促進特別措置法)	614.3	944.3	1,558.6

※ 資料出典：県及び市町調べ

[生活環境基盤の整備状況（平成 25 年度末）]

（単位：％）

区 分	市町道		水道普及率	汚水処理人口普及率
	改良率	舗装率		
過疎地域 A	54.3 (53.1)	89.1 (88.7)	86.2 (85.8)	77.5 (69.3)
非過疎地域 B	62.2 (60.6)	93.9 (93.3)	94.4 (93.8)	85.1 (79.4)
A－B	△7.9 (△7.5)	△4.8 (△4.6)	△8.2 (△8.0)	△ 7.6 (△10.1)
県 平 均	59.1 (57.7)	92.1 (91.5)	93.3 (92.7)	84.1 (77.9)

※（ ）内の数値は平成 20 年度末の数値

※資料出典：市町村道＝道路現況調査（国土交通省）、水道普及率＝水道統計調査（厚生労働省）、
汚水処理人口普及率＝汚水処理人口普及状況調（国土交通省、農林水産省、環境省）、
一部市町調べ

ウ 課題

これまでの過疎地域自立促進方針では、「生活面・産業面での条件整備の推進」、「地域自治力の発揮に向けた仕組みづくり」、「都市との共生社会の構築」の 3 項目を重点事項として過疎対策を講じ、過疎地域住民の生活基盤である公共施設等の着実な整備とともに、地域が抱えている様々な課題を解決できる仕組みづくりなど、地域ごとの諸条件に応じ、ハード事業、ソフト事業の両面から、過疎地域の自立を促進してきたところです。

しかしながら、過疎地域においては、人口減少や高齢化の進行、交通基盤や下水道整備の格差、食料生産、水資源保全、自然環境維持機能の低下による都市部への影響、集落機能の低下・維持困難な集落の増加等を踏まえ、今後は、以下のような課題に対応していく必要があります。

① 生活環境基盤整備等の促進

住民生活の基盤である公共施設等の整備について、依然として都市地域との格差が残されていることから、定住促進や U J I ターンの受け入れを積極的に図るとともに、快適な居住環境の提供、雇用の場の確保、利便性の向上のための基盤整備が必要です。

② 地域資源の活用等による経済の活性化

自然や伝統文化、歴史等の豊かな地域資源を生かした産業や体験型レクリエーション産業の振興、地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出を進めることも必要です。

③ 人口減少社会に適合した地域の仕組みづくり

過疎地域では、人口減少や高齢化の進行等により、地域によっては集落機能の維持や買い物、通院等の日常生活に支障を来すなど、大変厳しい状況にあることから、既存の集落の枠組みを越えて広域的に集落の機能を支え合い、比較的少ない人口の中でも、安全・安心で生きがいを持った質の高い生活を実現できるような地域社会の仕組みづくりが必要です。

④ 多様な主体の参画による地域経営の仕組みづくり

人口減少や高齢化に伴い、地域の担い手不足は深刻化し、集落そのものの維持さえも困難な地域が生じてきていることから、行政はもとより、地域住民やNPO法人、地域活動団体、UJIターン等を含む地域外の人材等の多様な主体の参画により、将来に向けて自立的な地域経営が持続できるような仕組みづくりが必要です。

⑤ 都市との共生社会の構築

過疎地域は、食料・エネルギーの供給や環境・国土保全等の多面的な役割を果たしている一方、過疎地域に近接する地方中小都市は、高度医療、教育、購買などのサービスや就業機会を提供するなど、互いの住民生活にとって重要な機能を補完し合っていることから、過疎地域と近接中小都市との円滑な協働を促進し、一体的な発展を目指す共生社会を構築していくことが必要です。

(2) 過疎地域自立促進の基本的な方向

ア 自立促進のための基本方針

人口減少や高齢化の進行、集落機能の低下・維持困難な集落の増加等過疎地域が抱える課題に対して、多様な地域運営主体の自主的な取組による課題解決の仕組みをつくり、過疎地域の有する豊かな地域資源を最大限に活用して地域経済の活性化を図るとともに、人々がいつまでも誇りと愛着を持って住み続けられる地域社会の実現を目指して、地域ごとの諸条件に応じ、ハード事業、ソフト事業の両面から、過疎地域の自立を促進します。

イ 自立促進のための重点事項

上記基本方針を踏まえ、以下の3点を重点事項とし、過疎地域の自立促進に向けた諸施策を展開します。

重点事項

- ◎ 生活・産業面での条件整備の推進
- ◎ 持続可能な地域社会の形成
- ◎ 都市との共生社会の構築

① 生活・産業面での条件整備の推進

医療、福祉、交通、情報など日常的サービスを楽しむことができるような定住環境の整備を一層進めるとともに、農林水産業はもとより、地域資源を生かした新事業の展開など、就業機会の増大に向けた産業の振興を図ります。

- 地域で安心して生活できるよう、地域医療・保健・福祉を担う人材の確保や生活支援サービスの充実などを進めます。
- バス路線の縮小・廃止など、地域公共交通の空洞化に対応するため、デマンド型タクシーなど、効率的で利便性の高い生活交通システムの構築を進めます。
- 災害等の緊急対応、産業振興、都市地域への情報発信などにおける過疎地域の地理的制約条件を克服するため、光ファイバーやCATVなどの情報通信基盤の整備を進めます。
- 過疎地域の主要産業である農林水産業の振興のため、新規就業者の確保・育成や集落営農化を一層進めます。
- 豊かな地域資源を有効に活用し、農商工連携や6次産業化の促進などによる付加価値の高い製品の開発やスロー・ツーリズムなど交流産業の振興を進めます。
- 地域コミュニティ組織等による地域の実情に即した生活支援サービス事業の取組や地域の課題解決のために必要な事業者誘致の取組の促進など、過疎地域におけるビジネスづくりを進めます。

② 持続可能な地域社会の形成

人口減少と高齢化により、相互扶助を基礎とした伝統的な集落機能の低下がみられる過疎地域において、集落機能の再構築を図るとともに、多様な主体が参画し、将来にわたって自立した地域経営が可能な仕組みづくりを進めます。

- 既存の集落の枠組みを超える広域的な範囲で、日常生活支援機能等を拠点化・ネットワーク化するとともに、近隣を中心都市とも連携しながら地域産業の振興や人口定住の促進を目指す、「やまぐち元気生活圏づくり」を進めます。
- 地域住民や地域おこし協力隊、集落支援員などの地域を支援する人材、NPO法人、地域活動団体、UJIターン者等を含む地域外からの人材など多様な主体の参画により、地域の課題解決や活性化に取り組む仕組みづくりを進めます。
- 地域を担う次世代の人材の確保・育成を進めます。
- 高齢者の豊富な知識や経験、技能等を生かし、様々な分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを進めます。

③ 都市との共生社会の構築

過疎地域と近隣の地方中小都市との円滑な協働を促進しながら、一体的な発展を目指し、都市と過疎地域との共生社会の構築を進めます。

- 過疎地域と近隣の地方中小都市との一体的な発展を促進するため、相互を結ぶアクセス道路や公共交通、医療搬送体制の確保、情報通信基盤の整備などを進めます。
- UJIターンの促進や都市住民の田舎暮らし志向の高まりなどに対応した農山漁村への交流人口の拡大に向け、地域の受入体制整備や人材の育成を進めます。
- 過疎地域が持つ多面的機能や地域資源を一層活用するため、都市地域の企業・団体などのアイデアを積極的に取り入れるとともに、企業の地域貢献活動（CSR）による地域活性化が促進されるよう、地域の受入体制整備や都市部の企業・団体とのマッチングを進めます。

(3) 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

新たな過疎地域自立促進計画の策定に当たっては、県政運営の指針である「元気創出やまぐち！未来開拓チャレンジプラン」や本県の中山間地域対策を総合的、戦略的に進めるための「山口県中山間地域づくりビジョン」、「山村振興基本方針」等のその他法令の規定による地域振興に関する計画との整合性を図るとともに、計画の実施においては、県が取り組む諸施策との連携に留意しながら着実に推進します。

施策体系

2 産業の振興

- (1) 産業振興の方針
- (2) 農林水産業の振興
- (3) 地域産業の振興
- (4) 企業の誘致対策
- (5) 創業の促進
- (6) 地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出
- (7) 商業の振興
- (8) 観光・レクリエーションの振興

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- (1) 交通通信体系の整備の方針
- (2) 国・県道及び市町道の整備
- (3) 農道、林道及び漁港関連道の整備
- (4) 港湾・漁港の整備
- (5) 交通確保対策
- (6) 情報化の推進
- (7) 地域間交流の促進

4 生活環境の整備

- (1) 生活環境の整備の方針
- (2) 生活環境の維持保全
- (3) 簡易水道、下水道処理施設等の整備
- (4) 公営住宅等の整備
- (5) 防災体制の整備

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- (1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針
- (2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策
- (3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

6 医療の確保

- (1) 医療の確保の方針
- (2) 医療確保対策
- (3) 無医地区・無歯科医地区対策
- (4) 救急医療確保対策
- (5) 特定診療科に係る医療確保対策
- (6) 健康の保持・増進対策

7 教育の振興

- (1) 教育の振興の方針
- (2) 地域の特性を生かした特色ある学校づくりの推進
- (3) 公立小中学校の教育施設の整備
- (4) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

8 地域文化の振興等

- (1) 地域文化の振興等の方針
- (2) 地域文化の振興等に係る施設の充実
- (3) 地域文化の保存・伝承と活力ある地域づくりへの活用

9 集落の整備

- (1) 集落整備の方針
- (2) 定住環境の整備
- (3) やまぐち元気生活圏づくりの推進
- (4) 住民主体の地域づくりの推進